令和６年度　津市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	24	16	第２編　災害予防計画 第１章　災害に強いまちづくり 第３節　土砂災害予防計画 １　土砂災害等予防計画 ⑴～⑵　（略） ⑶　砂防事業等の促進（建設部） ア　砂防対策 荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨等の土石流等による災害から、市民の生命、財産を守るため、土石流危険渓流を把握するとともに、砂防えん堤の築造と侵食による土砂流出防止の護岸工事等の砂防事業を促進します。 併せて、砂防指定地における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。	第２編　災害予防計画 第１章　災害に強いまちづくり 第３節　土砂災害予防計画 １　土砂災害等予防計画 ⑴～⑵　（略） ⑶　砂防事業等の促進（建設部） ア　砂防対策 荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨等の土石流等による災害から、市民の生命、財産を守るため、土砂災害警戒区域等を把握するとともに、砂防えん堤の築造と侵食による土砂流出防止の護岸工事等の砂防事業を促進します。 併せて、砂防指定地における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

<table>
<tr><th>No.</th><th>頁</th><th>行</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>2</td><td>62</td><td>4</td><td>第２編　災害予防計画
第３章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策
第１節　防災施設の限界と避難開始の時期
４　判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）
法第 60 条及び津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、避難情報の発令を行うものとします。
また、避難情報の発令に当たっては、避難情報と居住者等がとるべき行動の関係を直感的に理解しやすいものにするため、警戒レベルを付して発令します。
なお、避難情報の発令対象地区については、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを更新し公表しているものの、基本的には「第一段階」として「計画規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」としますが、その河川流域において計画規模の降雨量を超える雨量を予測又は観測した場合や、破堤・越水を確認した場合は「第二段階」（「想定最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」とする）とし、対象地区へ「〔警戒レベル４〕避難指示」、「〔警戒レベル５〕緊急安全確保」をそれぞれ発令します。

（新設）</td><td>第２編　災害予防計画
第３章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策
第１節　防災施設の限界と避難開始の時期
４　判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）
法第 60 条及び津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、避難情報の発令を行うものとします。
避難情報の発令は、自然災害ごとに、居住者等（当該地域の居住者、滞在者その他の者をいいます。以下同じ。）がとるべき避難行動を理解しやすいものとするため、本市においては、下表のとおり、警戒レベルを付した避難情報の区分に応じて発令します。

［避難情報と居住者等に求められる行動の関係］
<table>
<tr><th>避難情報</th><th>発令時の状況</th><th>居住者等に求められる行動</th></tr>
<tr><td>〔警戒レベル３〕
高齢者等避難</td><td>災害が発生するおそれがある状況</td><td>高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。
具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>頁</th><th>行</th><th>旧</th><th colspan="3">新</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>〔警戒レベル４〕
避難指示</td><td>災害が発生するおそれが高い状況</td><td>避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。
具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>〔警戒レベル５〕
緊急安全確保</td><td>災害が発生又は切迫している状況</td><td>緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。
具体的にとるべき行動は、「緊急安全確保」である。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">※「津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」より

なお、河川における洪水等被害のおそれがあり、急激な水位の上昇等の可能性があるなど、当該地域の地形的な特性上、早期に避難行動を促す必要があると認められる場合には、上記の「警戒レベル３」の発令を待つことなく、「不用意に河川に近づかない」ことや「避難所等への早期避難」等の注意喚起を行うことも想定することとします。
この場合、同報系防災行政無線による周知のほか、事前に自治会長等を通じて地域住民への情報提供の手段について協議を行うなどし、適切な方法による周知を図ります。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>⑴　避難情報発令の判断基準等</td><td colspan="3">⑴　避難情報発令の判断基準等（「津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」より）
危機管理総務部は、災害情報管理システム等による監視</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>頁</th><th>行</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>（新設）

ア　（略）
イ　中小河川における避難情報発令基準
災害対策本部各支部長は、マニュアルに基づいて的確な避難情報の発令を行うため、次表基準に達した時は自治会等と協議を行い速やかに本部長に意見具申を行います。

<table>
<tr><th>河川名</th><th>〔警戒レベル３〕
高齢者等避難</th><th>〔警戒レベル４〕
避難指示</th><th>〔警戒レベル５〕
緊急安全確保</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>天神川</td><td>高茶屋観測所の水位計が 2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</td><td>高茶屋観測所の水位計が 2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</td><td>高茶屋観測所の水位計が 2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</td></tr>
<tr><td colspan="4">（新設）</td></tr>
</table></td><td>に加え、災害対策本部各部・各支部、消防災害対策本部及び三重県津地方部等と連携し、注意喚起や避難情報発令等の判断に必要な水位情報の把握に努めます。また、災害対策本部危機管理総務部長・各支部長は、以下の各表に基づく基準に従い、災害対策本部長に意見具申を行い、的確な避難情報の発令等を行います。
ア　（略）
イ　中小河川における避難情報発令基準

<table>
<tr><th>河川名</th><th>〔警戒レベル３〕
高齢者等避難</th><th>〔警戒レベル４〕
避難指示</th><th>〔警戒レベル５〕
緊急安全確保</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>天神川</td><td>高茶屋観測所の水位計が 2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</td><td>高茶屋観測所の水位計が 2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</td><td>高茶屋観測所の水位計が 2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</td></tr>
<tr><td>赤川</td><td>相互橋下の水位が橋の主桁下端に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td><td>相互橋下の水位が橋の主桁上端に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td><td>相互橋下の水位が橋の天端高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

No.	頁	行	旧				新			
			（新設）				八壷川	八壷川管理橋より約２２０ｍ上流付近の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	八壷川管理橋より約２２０ｍ上流付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	八壷川管理橋より約２２０ｍ上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
							かよう川	大日橋より約４００ｍ上流付近の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	大日橋より約４００ｍ上流付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	大日橋より約４００ｍ上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
							安子谷川	安子公民館から約１６０ｍ上流付近の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	安子公民館から約１６０ｍ上流付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	安子公民館から約１６０ｍ上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			谷杣川	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端から３段目（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端を超え越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき	谷杣川	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端から３段目（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端を超え越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			（略）				（略）			
			中ノ川	芸濃町楠原新六橋の水位が基準（青色）に	芸濃町楠原新六橋の水位が基準	芸濃町楠原新六橋の水位が基準（赤色）に達し、更	中ノ川	芸濃町楠原新六橋の水位が基準（青色）に	芸濃町楠原新六橋の水位が基準	芸濃町楠原新六橋の水位が基準（赤色）に達し、更

No.	頁	行	旧				新			
				達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき		達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			（新設）				安濃川上流（河内中）	下垣内観測所の水位計が 2.10mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき	下垣内観測所の水位計が 2.45mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき	下垣内観測所の水位計が 2.80mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			桂畑川（南長野）	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき	桂畑川（南長野）	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			（略）				（略）			
			穴倉川（美里）	津市消防団美里方面団第３分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達	津市消防団美里方面団第３分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場	津市消防団美里方面団第３分団詰所・車庫予定施設前の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決	穴倉川（美里）	津市消防団美里方面団第３分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達	津市消防団美里方面団第３分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場	津市消防団美里方面団第３分団詰所・車庫予定施設前の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決

No.	頁	行	旧				新			
				し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	壊や越流を確認したとき		し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	壊や越流を確認したとき
			（新設）				久保川	美里町家所地内田代橋付近の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	美里町家所地内田代橋付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	美里町家所地内田代橋付近の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			待口川	国道163号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道163号みさと丘入口交差点北の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき	待口川	国道163号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道163号みさと丘入口交差点北の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			（略）				（略）			
			垣内川	垣内公民館前の水位が基準(青色)に	垣内公民館前の水位が基準(黄色)に	垣内公民館前の水位が基準（赤色）に達し、更に水位	垣内川	垣内公民館前の水位が基準(青色)に	垣内公民館前の水位が基準(黄色)に	垣内公民館前の水位が基準（赤色）に達し、更に水位

No.	頁	行	旧				新			
				達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき		達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			（新設）				弁天川	吹毛橋付近の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	吹毛橋付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	吹毛橋付近の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			八手俣川	下之川観測所の水位が 2.50mを観測したとき	下之川観測所の水位が 2.50m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき	下之川観測所の水位が3.00m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき	八手俣川	下之川観測所の水位が 2.50mを観測したとき	下之川観測所の水位が 2.50m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき	下之川観測所の水位が3.00m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			（新設）				名張川	太郎生観測所の水位が 3.00mを観測したとき	太郎生観測所の水位が 3.50m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき	太郎生観測所の水位が4.00m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			ウエ　（略） ⑵　（略）				ウエ　（略） ⑵　（略）			

No.	頁	行	旧	新
			⑶　避難情報の発令対象地区 河川毎の発令対象地区、土砂災害の発令対象地区、高潮災害の発令対象地区については、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルのとおりです。	⑶　避難情報の発令対象地区 避難情報の発令対象地区については、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図（三重県作成）に基づき、洪水ハザードマップを更新し公表していますが、基本的には「第一段階」として「計画規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」とします。 また、当該河川流域において計画規模の降雨量を超える雨量を予測又は観測した場合や、破堤・越水を確認した場合は「第二段階」として「想定最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」とします。 なお、河川ごとの具体的な対象地区の選定は「津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」及び「中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に基づき選定します。
3	75	18	第５節　避難計画の策定 ４　避難訓練の実施（危機管理部、各総合支所） 市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に応じた避難訓練に対して支援します。	第５節　避難計画の策定 ４　避難訓練の検証（危機管理部、各総合支所） 地域住民は、災害の種別や地域性に応じ作成した避難計画をもとに避難訓練を実施・検証し、市はこれに対して必要な支援を行います。
4	78	27	第６節　避難体制の整備 ２　長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所運営ガイドライン（平成２８年４月（令和４年４月改定））内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。 ⑴　（略）	第６節　避難体制の整備 ２　長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所運営ガイドライン（平成２８年４月（令和４年４月改定））内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。 ⑴　（略）

No.	頁	行	旧	新
			（新設）	⑵　避難所開設の指示 　避難所の開設に当たっては、災害対策本部長が必要と認めて避難情報を発令したときをもって、市民部長又は各支部長が開設を指示するものとします。ただし、気象状況等から避難情報が発令される可能性が高い場合において、事前に避難所を開設する準備が必要なときは、市民部長又は各支部長は、避難情報発令を待たずに避難所の開設を指示できるものとします。
			⑵　避難所担当職員の役割 ア　避難所担当職員は、避難所開設の指示が出た場合、決められた避難所を直ちに開設できるよう準備をしておきます。 イ～キ　（略） ⑶　避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。 （略） ⑷　避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。 （略） ⑸　広域避難体制の充実 （略） ⑹　避難所外避難者への対応 （略） ⑺　避難者の通信手段の確保 （略） ⑻　避難所の安全性の確保 （略）	⑶　避難所担当職員の役割 ア　避難所担当職員は、避難所開設の指示に備え、決められた避難所を直ちに開設できるよう準備をしておきます。 イ～キ　（略） ⑷　避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。 （略） ⑸　避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。 （略） ⑹　広域避難体制の充実 （略） ⑺　避難所外避難者への対応 （略） ⑻　避難者の通信手段の確保 （略） ⑼　避難所の安全性の確保 （略）

<table>
<tr><th>No.</th><th>頁</th><th>行</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>5</td><td>93</td><td>15</td><td>第４章　災害に備える体制の確立
第４節　広域的な相互応援体制の整備
２　受援計画（危機管理部、総務部）
大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や業務量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえて策定した「津市災害時受援計画」について、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</td><td>第４章　災害に備える体制の確立
第４節　広域的な応援体制の整備
２　受援計画（各部）
大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や業務量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、本市では、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえ、平成３０年度に「津市災害時受援計画」を策定し、救助関係機関や他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から人的・物的支援を受けた場合に、これを円滑かつ効果的に活用するための受援体制を整備して、毎年見直しを図り、必要な修正を行います。
また、令和６年能登半島地震で明らかとなった課題に対応すべく、応援部隊の通行ルートの選定から道路啓開までの要領や応援部隊の活動に必要な各種情報の伝達等について具体的に記述するなど、情勢に応じた修正を行い、本計画の充実を図ります。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>99</td><td>11</td><td>第５章　災害応急対策・復旧への備え
第３節　緊急輸送活動対策
１　緊急輸送体制の整備
⑴　救助活動拠点（危機管理部）
（略）
<table>
<tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="3">利用機関</th></tr>
<tr><th>自衛隊</th><th>消防</th><th>警察</th></tr>
<tr><td>津市産業・スポーツセンター内　メッセウ</td><td>津市北河路町 19-1</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table></td><td>第５章　災害応急対策・復旧への備え
第３節　緊急輸送活動対策
１　緊急輸送体制の整備
⑴　救助活動拠点（危機管理部）
（略）
<table>
<tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="3">利用機関</th></tr>
<tr><th>自衛隊</th><th>消防</th><th>警察</th></tr>
<tr><td>産業・スポーツセンター内　メッセウイン</td><td>津市北河路町 19-1</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>頁</th><th>行</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>イングみえ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>安濃中央総合公園（芝生広場、フットサルコート、野球場）</td><td>津市安濃町田端上野818他</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>中勢グリーンパーク</td><td>津市あのつ台五丁目757-1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>町民の森公園</td><td>津市河芸町浜田740-1</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>北部運動広場</td><td>津市栗真中山町601-3</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>白山総合文化センター</td><td>津市白山町二本木1139-2</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>津市モーターボート競走場</td><td>津市藤方637</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>道の駅美杉</td><td>津市美杉町上多気267</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>グNHW</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>安濃中央総合公園（芝生広場、フットサルコート、野球場）</td><td>津市安濃町田端上野818他</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>HOWAパーク</td><td>津市あのつ台五丁目757-1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>町民の森公園</td><td>津市河芸町浜田740-1</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>北部運動広場</td><td>津市栗真中山町601-3</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>北消防署</td><td>津市栗真中山町816-6</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>モーターボート競走場</td><td>津市藤方637</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>白山総合文化センター</td><td>津市白山町二本木1139-2</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>道の駅美杉</td><td>津市美杉町上多気267</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>7</td><td>101</td><td>4</td><td>第３節　緊急輸送活動対策
３　交通機能の確保（各施設管理者）
⑴⑵　（略）
⑶　災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。</td><td>第３節　緊急輸送活動対策
３　交通機能の確保（各施設管理者）
⑴⑵　（略）
⑶　災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、「津市道路啓開計画」に基づき、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。</td></tr>
</table>

No.	頁	行	旧	新
8	119	21	第３編　災害応急対策計画 第１章　災害時応急活動 第５節　応援要請 ３　受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施（危機管理部、建設部） 市は、大規模災害の被災地に全国から駆け付ける人命救助等を行う実動部隊が円滑かつ効果的に活動できるよう、通行を妨げる被害状況の把握に発災直後から努め、適切な迂回ルートを選定するとともに、関係機関と連携して必要な交通規制を実施するなどしてルートを確保し、その情報を当該実動部隊に迅速に伝達します。	第３編　災害応急対策計画 第１章　災害時応急活動 第５節　応援要請 ３　受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施（危機管理部、建設部） 市は、大規模災害発生時に、全国から派遣される応援部隊による人命救助等の活動が効果的かつ円滑に行われるよう、被害想定区域や人的・物的被害、通行可能経路等の必要な情報を迅速に収集・集約の上、応援部隊に伝達します。
9	120	7	第６節　広報活動 １　情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部） 災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。 防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。 災害対策本部各部・支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は政策財務部広報班を通じて行います。 ２　広報活動の実施（政策財務部、危機管理部） ⑴　広報の内容 広報の内容は下表のとおりとします。	第６節　広報活動 １　情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部） 災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。 防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。 災害対策本部各部・各支部は、知り得た情報をすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項については政策財務部広報班を通じて行います。 危機管理総務部は、連絡を受けた情報の正確性や優先度の精査・確認を行い、適正な情報提供が図られるように配慮します。 なお、発災直後における災害対策本部会議等にかかる事項や不確定な被害状況等、特段の統制が必要な場合は、原則として、危機管理総務部総括班長が報道を含む他機関からの質疑に対応するものとします。 ２　広報活動の実施（政策財務部、危機管理部） ⑴　広報の内容 広報は、災害発生に備えた事前の準備情報から、災害発生直後の被害状況、気象関連情報、避難所運営等の生活関連情報、復旧、復興に向けた関連情報等、それぞれのタイミングにおい

No.	頁	行	旧	新

旧

情報の種類	主　な　内　容
被害状況	・人的、物的被害　・公共施設被害など
気象関連情報	・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報
安否情報	・死亡者の情報
応急対策情報	・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況
生活情報	・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・避難所情報 ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
住宅情報	・仮設住宅　・住宅復興制度
医療情報	・診療可能施設　・心のケア相談
福祉情報	・救援物資　・義援金 ・貸付制度　・保育所等の状況
教育情報	・学校等の状況
交通関連情報	・道路規制　・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
環境情報	・災害ごみ
ボランティア情報	・ボランティア活動情報
その他	・融資制度　・各種支援制度 ・各種相談窓口

新

て必要な情報を適切な手段で情報発信します。

主な広報の内容とそのタイミングは下表のとおりとします。

区分	情報種別	内　容	区分			
			平常時	発災時※	避難時	復旧時
被害	被害状況	・人的、物的被害 ・公共施設の被害			○	○
	安否情報	・死者、負傷者情報			○	○
	応急対策	・河川、港湾、橋りょう等の応急対策				○
生活	気象情報	・予報、警報等気象庁発表情報 ・二次災害に関する情報	○	○	○	
	生活情報	・電気、ガス、上下水道等の復旧状況			○	○
		・給水、給食、医療、生活必需品等の支給			○	○
		・避難所運営情報			○	○
	交通情報	・交通規制　・公共交通機関の運行状況	○	○	○	
	環境情報	・災害ゴミ処理				○
福祉	住宅情報	・仮設住宅　・避難所施設等			○	○
	医療	・診療可能施設、医療救護所情			○	○

<table>
<tr><th>No.</th><th>頁</th><th>行</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>⑵　伝達の手段
ア　Ｌアラート等を通じた報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供
イ　同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）
ウ　ＣＡＴＶ（データ放送を含む。）
エ　ホームページ
オ　携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）
カ　ファクス配信
キ　電話応答サービス
ク　広報紙等の配布</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>情報</td><td>報</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・心理的ケア相談窓口</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>福祉情報</td><td>・救援物資、義援金等の情報</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・貸付制度</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・保育所等の開設状況</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>教育情報</td><td>・学校等教育機関の運営　・児童施設の運営</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>ボランティア</td><td>・ボランティア活動情報</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td><td>・融資制度　・各種支援制度　・相談窓口</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
</table>
※発災時には、台風、地震、津波等の災害に関する警報等事前の段階も含みます。

⑵　伝達の手段
ア　同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）
イ　携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）
ウ　ＳＮＳ（注意喚起などの呼びかけは、市民にとって身近で拡散性があるＳＮＳを積極的に使用することとします。）
エ　Ｌアラート等を通じた報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供
オ　ホームページ
カ　ＣＡＴＶ（データ放送を含む。）
キ　ファクス配信</td></tr>
</table>

No.	頁	行	旧	新
			ケ　広報車の巡回 コ　津市公式アプリケーション「津ぅなび」 サ　その他	ク　電話応答サービス ケ　緊急告知ラジオ コ　広報車の巡回 サ　広報紙等の配布 シ　その他
10	121	24	第３編　災害応急対策計画 第１章　災害時応急活動 第６節　広報活動 ４　情報提供体制の強化（危機管理部、政策財務部） ⑴　情報発信の代行 サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を、ブログサイト等を活用して代行発信をすることを要請します。また、上富良野町が大規模災害等の発生により被災した場合は、津市が代行して情報発信を行います。	第３編　災害応急対策計画 第１章　災害時応急活動 第６節　広報活動 ４　情報提供体制の強化（危機管理部、政策財務部） ⑴　情報発信の代行 サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を、ウェブサービス、ＳＮＳ等を活用して代行発信をすることを要請します。また、上富良野町が大規模災害等の発生により被災した場合は、津市が代行して情報発信を行います。
11	156	7	第１１節　輸送及び交通応急対策 ７　緊急車両の通行ルート確保のための措置（建設部） ⑴　放置車両対策 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令します。運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動します。 ⑵　土地の一時使用等 放置車両対策の措置のため、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をします。	第１１節　輸送及び交通応急対策 ７　緊急車両の通行ルート確保のための措置（建設部） ⑴　放置車両対策 緊急車両の通行を確保するため道路管理者は、区間を指定して緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に移動を命じ、運転者が不在時の場合は、道路管理者が車両等を移動します。 ⑵　土地の一時使用等 緊急車両の通行を確保するため、ガレキや放置車両を道路端部に移動します。また、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分します。

No.	頁	行	旧	新
12	204	20	第２章　自衛隊の災害派遣 第２節　派遣部隊の受入れ体制 （新設）	第２章　自衛隊の災害派遣 第２節　派遣部隊の受入れ ２　派遣部隊への情報提供（危機管理部） 市は派遣部隊の任務が円滑に遂行されるよう、次の情報を提供します。 ⑴　被害想定区域 ⑵　人的・物的被害状況 ⑶　道路損壊状況 ⑷　その他活動に必要な情報